

新しい日本統治機構の様式を探索して I

渡辺 栄太郎 (大東文化大学名誉教授)

Researching after the Form of New Japan's Sovereign Structure I

Eitaro Watanabe

1

これまで「日本統治機構の特質と矛盾」と題して、4回に渡って検討を続けてきた。そしてその最大の論理的帰結は、統治権の世襲は本質的に人民の幸せには結び付き難いと言う事であった。すべて人間の行為行動に自己責任があるのと同じく、責任を伴わない統治権は、存在の意義がない事実を示している。日本という国では、制度上最高位にある存在が世襲であって、国民が選ぶことはできない。広く客観的に考えると、実に理不順で不思議な事だと言えるだろう。無論これは天皇という存在である。そこで本稿第1章では、この世襲天皇制がどうして生まれ続けてきたのか、直接現代に連なる明治維新に限って、改めて考えることにしたい。その上で人民の望みをより良く生かせる統治形態のヒントを、次に探ることにしようと思う。統治とは本来、権力者一人の持ち物であってはならないからである。

江戸時代の末期、天皇から受けたと言う錦の御旗^{みはた}をかざし、尊王攘夷を旗印に長州・薩摩の下級武士を中心に、幕府に反乱を引き起こした。世にいう戊辰戦争である。薩長は勝利を取って新しい政府を立て、維新と明治の世に大きな変革をもたらした。これが現実にとどのようなものであったのか、この点から、次に幾つかの項目に分けて、簡潔に述べる事にしよう。

(1) 事実上倒幕の口実であった攘夷

尊王攘夷 薩長に依る尊王攘夷活動は、江戸幕府の開国路線の弱腰外交への批判から始まったと言われる。その上に期待された攘夷は、実行されることが無かった。倒幕して権力の座に着いてみると、現実には決して甘くはなかった。王制復古して戊辰戦争が始まり、新政府軍と旧幕府軍とが衝突しても、幕府以外に相手にした賊軍は存在しない。むしろ欧化政策を取り、攘夷は全く口実以外の何物でもなかったのである。嘉永6(1853)年にアメリカのペリーが、黒船4隻を率いて浦賀港に現れたが、真実には幕府の一部の人間は、オランダ商館長の話しで来航を予見していたと言う。ペリーと交渉して日米和親条約が、後に駐日総領事ハリスと井伊直弼との間で日米修好通商条約が

結ばれ、治外法権を承認し関税自主権を失った事で、弱腰外交と断罪したのが攘夷派をまとめるための薩長の作り上げた口上のイメージであった。他に倒幕の大義は全くなかったのである。

薩長政府軍と旧幕府軍会津藩との戦いでは、政府軍による数々の非道で残酷な行いがあった。この戊辰戦争では略奪行為だけでなく、戦死者の埋葬も許さず、犬に食い散らされて腐臭が漂っていたという。生き残った家族は下北半島に移され、これが官軍の名で成された田舎侍の内実であった。この戦争は京都から上野、越後・会津と続き、明治2(1869)年の箱館戦で終結する。しかし実際には鳥羽・伏見の戦いが始まる前年慶応3年に、徳川慶喜は大政を奉還していた。薩長には政権奪取のための倒幕運動であり、挑発のため放火・略奪・強姦が江戸市内で行われていたという。この謀略を指揮していたのは西郷隆盛であった。こうした記録は会津藩士の手記に残されている。庶民の反発は拡がり、旧幕臣で編成された「彰義隊」の人気は大きかった。

西郷隆盛は朴訥な薩摩隼人というイメージが死後作り上げられたもので、子供時代から気性の激しい事で知られていた。鳥羽・伏見の戦いの2か月程まえ、江戸での放火や略奪を命じたのは西郷で、自らは手を汚さない徹底ぶりだったという。幕府を挑発するため江戸の町で暴れまわった浪士相築総三に鉄砲100丁と官軍の印‘錦の御旗’を与えて「赤報隊」とし、実現できる見込みもない「年貢半減令」を掲げて東進を容易にした。事態が変わって「赤報隊」が新政府に厄介な存在となると、「偽官軍赤報隊の追討令」を出して討伐対象としてしまった。利用して、状況が悪くなるとあっさり切り捨てる。これが冷たい知謀家、西郷の裏の顔だった、と言うのである。

五箇条の誓文の建前と「五榜の高札」の本音

慶応4年明治新政府は戊辰戦争のさ中、「五箇条の誓文」を発表。明治天皇が公卿・諸侯に示して曰く、「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」。一見立憲思想に基く民主主義の萌芽を思わせるが、実は徳川慶喜追討令の後、征伐の協力体制を作って江戸総攻撃を開始する言い分であった。同時期、国民に向けては「五榜の高札」を示し、儒教の道德法則を掲げて結党や強訴を禁じ、その上で締めつけを行う新政府の方針であった。

仏教弾圧と神道国教化

政府は「神武創業」の精神に返って神道国教化を図り、仏教を排斥した。大政官布告で古代社会の祭祀と政治との祭政一致を目指し、神道を仏教支配から分離する数々の指令を出した。仏像・仏具は破壊され仏教教義の説教は禁じられた。代わって天皇崇拜と神社信仰を強制した。薩長は公家岩倉具視と結んで秘密の御前会議(天皇列席)を開いて、倒幕の密勅を入手していた。復古神道の代表は国学者平田篤胤の宗派であったが、仏教弾圧は正当性のなさから、欧化政策に押されて消滅した。

(2) 内政改革の実態とその混乱

版籍奉還・廃藩置県 明治2年藩の領地(版)と領民(籍)を天皇に返上し、藩を廃して県を置

くことにした。先ず薩長土肥（土佐・肥前）の4藩が奉還の表を政府に上奏し、他藩も追従せざるを得ない状況を作った。藩主を知事とし、旧来の実収の1/10を知事の実禄とした。各藩主たちは甘く考えていたらしく、5月までに262の藩主が奉還を上表した。戊辰戦争費300万両、遷都して政府財政は甚だ厳しかった。慶応4年新政府は「陸軍編成法」を布達、フランス式兵制で各藩に要求し、小藩は廃藩した。明治4年、旧藩主は突然呼び出され、天皇から廃藩置県の詔勅が下された。上京に応じない藩には親兵という直轄軍をさし向ける計画であった。明治4年これを薩摩・長州・土佐の提携で、強大な兵力を後ろ立てに強引に進めた。これは維新の功績とされるが、決して藩主たちが納得して行われたのではない。

維新を支えた幕臣たち

「維新の三傑」とは大久保利通、西郷隆盛、木戸孝允を指す。敗者は去り、勝者が新時代を創るというのは当然だが、実際新政府の運営には多くの幕府要人が関わって一般行政や財政を担当していた。陸軍総裁となった勝海舟、閣僚の榎本武揚、他に渋沢栄一・西周、法整備を担当した津田真道はその代表である。

地租改正の偽り 幕末日米修好条約で安い綿織物が輸入され、国内綿産業は大打撃を受けた。生糸・お茶は輸出されたが、米・大豆の値段は上昇し、庶民生活を圧迫した。百姓一揆も急増、暮らしへの不満に乘じ、政権奪取を計ったのが薩長であった。政府は国家基盤の農村の必要に応じようと、陸奥宗光を頭に「地租改正」に取り組んだが、現実には庶民の暮らしはむしろ苦しくなった。納税は金納とされ、土地に高い税金を課されて土地を手離し、小作人に転落する農家も多かった。地租改正に反対する一揆も各地に頻発し、特に伊勢暴動は大規模で5万人の処罰者が出たとされる。しかし地租改正を実行したのは深刻な財政難のためで、不換紙幣の発行、商人からの借り入れ、外債に頼っていた。最大の歳出は維新功労者への賞典、華族・士族への家禄で38%、軍事費20%で、臨時歳出に戊辰戦争費その他戦費で11%、鉄道・電信・灯台も軍備増強に転用されて23%を占めた。建前と現実の差は余りに大きく、庶民にこれを押しつけていたのだった。

徴兵制成立の真実

明治になり公家と大名を「華族」、武士を「士族」、百姓・町民を「平民」とし、平民に苗字が認められ、職業選択や結婚の制約も徐々に無くなってきた。政府が身分制の解消を意図したのではなく、「富国強兵」のため納税や兵役を総ての国民に課す必要からであった。封建的身分制は邪まとなった。明治5（1872）年、太政官から徴兵告諭が出され、武士に対する強い批判で特権を奪う事が徴兵制の目的の一つでもあった。当然武士は反発し、強硬に反対したのが薩摩の桐野利秋少将で、軍備担当の山県有朋を強く批判していた。西郷も同じ考えだったが、実弟の西郷従道が推進派だった事で表立った行動を控えていた。兵役を国民の義務とすれば、安い手当で兵を広く募ることができると政府は考えていたのである。だが徴兵を免除された特権階級も存在していた。

- 1) 中央・地方の官吏 2) 官公立専門学校生徒 3) 洋学修業中の者 4) 医術・馬医術を学ぶ者
5) 代人料 270 円を納める者

要は支配階級・有産階級は兵役を免除されるという仕組みであった。当然一般民衆は徴兵制に強く反対し、徴兵反対一揆は各地に起き、鎮圧のために警察に加え土族隊が招集された。

また地租を負担させるため、封建的家父長の兵役を免除し、戸主は家族の結婚も住所も支配できた。この支配と被支配階級の服従関係は、後の日本社会に深く浸透していった。

(※へえー、これは驚きだ！こんな支配者のいやらしい利己的根性が昭和の戦争まで、続いていたのか。Dec. 21, 再読 22. 感想記述)

寺小屋制と教育改革

教育を大学・中学・小学の3段階に分け、全国に学校を設置する。明治4年文部省を開設、翌年「学制」が公布され、すべての国民に開かれたものとして、子弟に対する親の義務、受益者負担の原則が定められた。全国を8学区に分け、各学区に大学を1校、中学を32校、その各中学区に210の小学校区を置いた。大半が江戸時代の「寺小屋」を引き継いだもので、実際には全国で5万校以上存在したと言う。明治19年「義務教育」規定ができ、尋常小学が小学制度の主体となった。当初学校設置や維持費は教育を受ける国民の負担とし、集金と寄付金で何とかまかなったが、一般の不満から学区反対一揆さえ起きた。「自分の身を切るのではなく、負担を総て国民に押し付ける、なんとも明治政府らしいやり方だが、割を食うのは、いつも庶民たちだった。⁽¹⁾」(著者夏池)

沖縄のリンチ事件

15、6世紀に琉球王国が成立し、中国と日本との交易で繁栄、明・清には皇帝から王として認められていた。江戸初期、琉球は薩摩藩に武力侵略されて日本の幕藩体制下に入った。しかし中国との関係から、日本は国家領域に組み込むのに苦心し、明治4年に宮古島住人16人が台湾に漂着したのが現地人に殺害され、日本の台湾出兵が行われた。その後再度日本政府は併合方針を突きつけたが、清国関係の重視から拒否された。明治12年160名の警察官と400名の軍隊とで首里城の明け渡しを要求、結果、琉球藩が廃止されて沖縄県が実現する。琉球王尚泰は華族として東京在住を命じられた。しかし明治政府の横暴さに各層から反抗が起き、中でも宮古警視派出所の小使となった下級士族の利社への、群集に依る残酷な拷問はサンシー事件として知られるが、その資料は殆ど残されていない、という。王族や士族の機嫌を取り、庶民生活を逼迫させる。これが維新という大改革の実態であったと言う。

(3) 形式だけの欧化政策

改暦の真相 文明開化と共に断髪令や公式行事での洋装化だけでなく、生活の根底となる改暦が明治5年に実施された。大陰暦は新月から次の新月までを一か月として、1年364日、太陽暦は365日で季節の流れに合っている。だが庶民から強い反撥を呼び、迷信的要素を含んだ旧大陰暦が

多く使われていた。太陽暦転換の発表後 6 日して、神武天皇即位紀元「皇紀」を制定。これは科学的根拠を欠いて全く定着しなかった。慶応 4 年に一世一元の制が定められ、「明治」となる。

鹿鳴館舞踏会への酷評

明治政府は尊王攘夷を掲げて倒幕したが、攘夷の意志を全く失い、いかに欧米の仲間入りするかが念頭にあった。外務卿井上馨は条約改正の方針を各国に通知するよう勤めたが、イギリスの大使パークスの影響は大きく、日本を非文明国とみなす認識が強かった。初代総理伊藤博文は、恥ずかしくない建物に外国客人を招いてもてなせば、欧米並みに認めてもらえるのではないかと考え、明治 16 (1883) 年、現在の日比谷公園に隣接する場所にルネサンス様式の建物を、14 万円余で 2 年以上かけて建設した。この鹿鳴館にはバー、ビリヤード等あり、大ホールでは毎夜のように舞踏会が催された。シルクハットや燕尾服をまとい、華族・政府高官・名士が妻や娘を同伴して招待外国人をもてなした。しかし客たちには「奇妙な格好で猿に似ている」と言われる程軽蔑の対象でしかなかったらしい。鹿鳴館外交は 4 年で幕を下ろされ、井上は外相を辞任した。

しかし発起人の伊藤にとっては意味のないものではなかった。「それは、女遊びである⁽²⁾」。伊藤は長州藩士の頃に高杉晋作に連れられて上京、遊郭で遊びまくった。鹿鳴館パーティなど大勢の女性が集まる場所で大人しくしているはずはなく、特にスキャンダラスなのは花形美人戸田氏共氏⁽³⁾夫人、極子との仲である。伊藤は勿論妻帯者でありながら、恥ずることもなかったのだろう。のち彼の素行は、明治天皇からもじかに注意されたとのことである。

※名前だけしか知らなかった鹿鳴館の本質がよく判った。博文の書いた明治憲法の条文——「天皇は万世一系、神聖にして侵すべからず」を考えると、多くの民が天皇のためにと戦争で死んだ、その罪深さを思わないわけには行かない。‘身勝手な博文の不倫浮気’ (Dec.26) の書き込みが、筆者の参考にした「維新」関係の著書中に在る。

ちょんまげ禁止と洋服着用の推奨

明治 4 年「散髪脱刀令」、同 5 年に女子への断髪禁止令が出され、民衆に定着するには多くの時間を必要としたが、これが日本人の生活・思考を変革する大きな契機となった。江戸時代には髪形・衣装は身分で決められていたが、政府は欧米に認められようとし、岩倉使節団も出発前、洋服屋へ走ったという。当然欧化策は、不平武士たちに一そう不満をつのらせていた。

欧化策と森有礼暗殺事件

明治 9 年に改めて「帯刀禁止令」を公布、政府は武士の反乱を抑えるのに苦労した。初代文部大臣ありのり森有礼は男女平等・夫婦対等を主張、学制改革を実施し、福沢諭吉・新島襄らと並ぶ代表的教育家でもあった。22 年帝国憲法が天皇から首相黒田清隆に手渡される日、森は儀式出席の準備中、西野と称する山口県土族の国粋主義者に右腹を刺されて暗殺された。誤解に依る悲劇だったが、政府の強引な欧化策への不満を、不運にも、森が一身に受け止める形となったのである。

(4) 庶民生活の貧しさと苦しみ

娼妓解放令の虚偽と一夫多妻 江戸時代の身分制士農工商から、四民平等へ転換するとは全く名目上のことで、特に明治5年、「娼妓解放令」が布告されたが、女性蔑視の風潮は変わらず、貧しい女性には身を売って生計を立てざるを得ない者も少くなかった。結果的に政府公認の「公娼」がむしろ増加し、刑法典「新律綱領」で正妻以外の^{めかけ}妾の存在を認めた。事実上の一夫多妻である。しかし、これは13年の刑法で削除された。実は妾は権力者のものである事が多く、欧米人の眼に訴えるためだったと言う。当時の政府は欧米人の眼を意識した改革を行っていたと言えるのだろう。

ミスコン事件・コレラ流行と世相

明治41年時事新報社がアメリカの新聞に習い美人コンテストを実施したという。当選したのは末弘ヒロ子16歳であった。彼女は女子学習院中等科に在学中だったが、院長乃木希典の下で退学処分となった。因みに応募したのは義兄で、彼女の写真を勝手に送っていたのが原因であった。

また開国と共に疫病も移入された。特にコレラは江戸期末から明治にかけて広がり、明治12年には死者12万人に達した。ドイツやイギリスの対応も日本の規制強化に非協力的で、コレラ一揆が各地に起き、12年だけで24件、明治期のコレラ死者は37万人で日清・日露の戦死者数を上回る。民衆は隔離病院の環境、警察や医師の態度に強い恐怖心を抱いていた。

四民平等が唱えられて士族に特権がなくなっても、新政府に所属する士族は少く、帰農した者の他、酒屋・米屋・古着屋・小間物屋などに転職した。だがプライドが高く、接客が巧く行かなかった。牛乳がブームとなると、武家地を牧場経営に投じ、土地を持たない士族は多く兎の飼育を始めたが、これは後暴落して大損を蒙ったといわれる。これは士族の商法として、世の仕組みを知らず、世間に慣れていない悲劇であったと言えるだろう。

(5) 明治の社会と経済

貨幣制度とニセ金事件 2年に渡る戊辰戦争に勝利したのも三井・小野・島田など大両替商の後援を受けていて、政府は豪商に頭が上がりなかった。赤報隊の悲劇にも、年貢削減令への豪商たちの反発が響いていた。軍事費の必要から東京と大阪で金銀貨の鑄造を急いだ。ここでニセ金の問題が起きる。金の含有量を減らした二分金が大量に出回り、外国公使団から指摘されて外国商人には金貨を、日本人には紙幣を与えた。外国と日本の商人が結託して大量のニセ金を集め、本物と交換する詐欺も発生した。政府は外国人にニセ金を売り渡した者を厳罰に処す布告を出した。

慶応4年全国通用の「大政官札」を発行、これを各藩1万石につき1万両の割合で貸し付け、13年後に3割増で返すよう迫った。総量4800万両分の紙幣で、各藩にはまだ「藩札」もあった。次に「民部省札」も発行されたが混乱は収まらず、明治4年「新貨条例」が制定されて、初めて「円」という単位が当场した。まさに政府の場当たり対応が眼につくばかりだ。

欧米追従と高利貸しの横行

明治 30 - 35 年に新聞で評判になった「金色夜叉」の貫一は高利貸しとなったが、当時高利貸しが大きく増えた。利息の歴史は奈良時代に始まったとされるが、明治政府はこの制度を廃止した。当時英仏では産業革命の下、利息制限撤廃の風潮にあったのに習ったと言える。しかし明治 8 年に深刻な経済危機を迎え、大隈重信は制限に踏み込み、同 10 年大政官布告で「利息制限法」が採定されることになる。

経済での打撃と誤算 政府の財政担当大隈重信は「円・銭・厘」という新貨幣を誕生させた。種々の失敗を重ね、ドイツから印刷機械を購入して和紙で新札を作製したが、ニセ金は防げなかった。次に「明治通宝」が作られ、当時の内乱西南戦争の戦費 4156 万円を、明治通宝と国立銀行紙幣で賄った。以後戦費の多さから金銀と交換できる「兌換紙幣」は姿を消して大混乱を招いた。次に松方正義が大蔵卿に執任、各種の税を増やし歳出を抑えてインフレの解消に努めた。しかし強硬なデフレ政策が農民や無職者には大きな犠牲を強いたという。

(6) 明治政府の裏事情

大久保利通の所業 明治元(1868)年「仮刑律」を定め、江戸時代の晒し首を含む刑罰から笞・杖・流・死の 4 種に、同 3 年「新律綱領」で徒が追加されたが、華族・士族には特別待遇が設けられていた。復讐の承認も存在していた。明治 13 年に入って、初めて近代的旧刑法が成立する。復讐行為に最初疑問を抱いたのは、司法卿の江藤新平であったが、新平は「征韓論」を唱えた西郷や副島・板垣退助・後藤象二郎らが参議を辞職したのに加わって、実権を握ったのは反対した岩倉具視や外遊後の大久保利通らであった。大久保は佐賀藩の乱で指導者として祭り上げられた江藤を、鎮圧の全権となって裁判でまともな審議も経ずに、さらし首処刑にしたという。国家に有益な人物でも権力者の気に入らなければ、野蛮残酷な行為も行われていた、と述べられている。

維新三傑の死とその後 西南戦争後、西郷は城山で自刃し、政府の中枢に居た大久保は馬車で出勤中、赤坂区尾井町で暗殺された。前年に木戸孝允が病死したので「三傑」は皆世を去っていた。その後を受け継いだのは大隈重信・伊藤博文・井上馨・黒田清隆らであった。大隈は専制的で目立ってぜい沢好みであり、西郷はぜい沢を嫌い、大久保も死後に借金を残していた。大隈は明治 14 年の政変で財政失策により政権を離れ、明治 18 年伊藤が初代の総理大臣となった。盟友として伊藤を推したのは井上馨だったが、彼は財界と癒着して仲間からは軽んじられていたと言う。伊藤は女好きで週刊誌の醜聞の対象にもなり、明治天皇からもたしなめられていた。彼が偉人として評価されない当然の理由があったと、夏池氏は書いている。黒田は明治 3 年以降北海道開拓使長官を勤めていたが、有名な酒乱で幾つものトラブルを引き起こし、二代めの総理とはなったが、条約改正の失敗で退陣していた。

明治天皇、酒と西洋趣味

豪快で懐の深い西郷隆盛、厳粛で実務に長けた大久保利通、冷静沈着な木戸孝允と言われるが、

一方実際の明治天皇は陽気な性格で、とても酒好きだったという。賑やかな酒宴が気に入りで特に日本酒を好み、ドイツ人医師とワインを飲み、シャンパンも好んでいた。皇后の心配の種にもなったが、火事を恐れて電気の代わりにロウソクを使った。しかし翌朝はいつも5時に起き、御学問所に姿を見せていたと言われる。

父孝明天皇が西洋人を嫌ったのと対照的に、即位後1年して外国人と接見、自分の肖像画をイタリア人画家に描かせた。大久保が維新の成功に天皇の装いが重要と考えていた事に合わせ、率先して文明開化を実践し、食事でもアイスクリームやアスパラガスを好んで食べた。周囲には冗談を語って陽気に振るまい、博文の女癖をたしなめたり、よくアドバイスしたりで、怒っては謝って周囲に慕われていたらしい。維新には好都合な存在であった。

恐露病と大津事件 明治24年ロシア皇太子ニコライが来日する。ニコライは各地で盛大な歓迎を受けたが、当時シベリア鉄道の計画もあって朝鮮半島への進出が危惧された。これが首相山県有朋らによって強調され、日露関係は微妙な時期にあった。訪日を軍事視察だという噂も立っていた折り、人力車で滋賀を移動中警備の巡查津田が背後から襲い、刀で切りかかって重傷を負わせた。ニコライは応急手当てを受けて命は助かったが、国をあげての大騒ぎとなり、各地から1万通にもものぼる見舞い電報が届いたという。国をあげての土下座の中で、政府は津田を死刑にすべきとの意見が多かったが、最も重い形は「無期徒刑」であった。この時大審院長に就任して間もない児島権護^{これ}は、いかなる事情にあっても法に則った処刑にすべきだと主張し、首相とせめぎ合いの中で担当判事を説得し、「謀殺未遂罪」で無期徒刑とした。司法権の独立を勝ち取り、「三権分立」の進展に大きく貢献したと言える。

憲法発布と国民の受けとめ

明治22(1884)年に「大日本帝国憲法」が発布された。国家の組織と運用を規定し、国の基礎となる法律である。武士の時代は終わり、大久保らの専制的政策に不満な士族たちの心をまぎらわすため、政権内に征韓論が巻き起こった。明治10年西郷は西南戦争に敗れて自害し、木戸は病死、大久保は暗殺されて「維新三傑」は世を去っていた。ここに憲法による開かれた政治を要望する声が民間にも起きてきた。岩倉使節団の後十数年して、改めて憲法調査のため、少人数で横浜からひっそり欧州へ出発した。先ずドイツのベルリン大学を訪問したが十分な対応が得られず、ウィーン大学で国家学者ローレンツ・フォン・シュタインの指導を4か月受けて、立憲の教祖として素養を育んだ。帰国後2年して近代的内閣制度が発足し、伊藤が初代総理となる。21年に枢密院を開設、伊藤は議長として憲法制への道筋を立てた。公布に先立ち22年1月に皇居内で式典を催行したが、憲法書を持参し忘れたり、日付けの書き違えがあったりしていた。しかし当日朝、森有礼が暗殺され、関係者は事の次第を秘匿していたと言われる。一方、東京市内は大騒ぎになったが、殆どの人が憲法とは何物かを知らず、のち政府が地方官吏や新聞に指令して、お祝いの意義を広めていった。当時としてはこれが^{まが}紛う方なき真相であったろう。

2A

維新の真実と国民・庶民の対応

1) 以上は夏池優一氏による『教科書には載っていない明治維新の大誤解』を検討して得た成果である。夏池氏は当著の「おわりに」で明治の要人のパワーを称えながらも、「日本を近代化に導いた明治維新の闇。それを知ることは、私たちの今の社会のありようを改めて考えることでもある」(P.219)と結んでいる。誠にその通りだと筆者(私)は思う。相当批判的な記述もあるが、嘘事でない限り誠に有意義であり、私は賛同に絶えない。この明治(薩長)政府の要人の生きざまを裏面から見て、初めて真実の姿を知ることが出来るだろう。今までは通り一遍の理解でしかなかったが、これで本当に脆弱な人間の姿を見る事もできて、実に勉強になった。著者の夏池氏には強く感謝の意を述べたい。ごく最近、維新についての著作も4、5冊店頭で目につくようになったが、恐らく手離して維新を賛美しているものは無いのではないかと私は推察する。

特に印象深いのは、徴兵制実施の当初から、金銭や身分による免除制があった事である。筆者の少年時代、日中戦争(支那事変)・太平洋戦争(大東亜戦争)に応召して亡くなった人ばかりでなく、多くの国民はこの免除制の存在を知っていただろうか?それに女性蔑視の風潮である。改善されてきたとは言え、まだまだだろう。また沖縄の人々への扱い、これが問題である。その上、旧憲法制定時に於ける国民の受け止め方がある。国民は憲法の意義さえ知る由もなかったのだから止むを得ないとは言え、新憲法以後、今後の改定・制定にはどうしても国民自身の関与が必要不可欠である。維新政権の強引さ、天皇を押し立てて上からの押し付け政策、華族・士族の特権待遇、権力者に依る残酷な処刑など、本書には巧く記述されている。いや、まだまだ隠されて表に出ない事実も含めて、国民一人一人が留意し反省材料としなければならない事は、今後も沢山あるのを自覚せねばなるまい。

2) 鹿鳴館パーティの正体を筆者は本書で初めて知った。ずい分愚かな事をしたものである。中でも伊藤博文の記述は当書に何度も出てくるが、筆者はこれまで憲法条文を書いた人物として、重厚で勤厳実直な人柄と思っていたが、己の好色の抑制もままならぬ人物だったとは、正直言って驚き、あきれいった。(国費を使つてのパーティだったろうが)勿論歴史書にこんな私行を記すはずはあり得ない。憲法条文を扱った人物は、伊藤を中心に極僅かな人数であった事はよく知られている。

cf. 明治憲法第1条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」

同第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」

同第4条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」

一口に言つて、“天皇は神だ”という発想である。特に第1条・第3条に見るように、皇位を世襲で絶対かつ不変のものとし、その上神格化したのである。筆者が問題とするのは、この天皇絶対

イデオロギーと軍隊とが容易に結び付いて、明治以降太平洋戦争終了時までこれを続けてきた事実である。日清・日露戦争、続く海外進出と国内外の紛争、満州事変から日中戦争（支那事変）、太平洋戦争（大東亜戦争）と、よくも戦争を繰り返してきたものである。この憲法条文では当然、戦争を起し易い。内閣は天皇出席の御前会議を開き天皇詔勅を出しながら、庶民男子を兵役に出し、召集に応じなければ銃殺として、天皇陛下万歳と言って死ぬ、それが名誉ある国民の義務だと教え込んできた。これで太平洋戦争だけでも320万の兵・庶民が犠牲となったのである。特に昭和天皇の十五年戦争の期間、‘裕仁’は大元帥として振舞い、軍事情報と自身の戦略判断から国家指導層へ「御下問」、「御言葉」と称して、国家の意志形成に深く関わっていた事実は否定しようもない。「^{かしこ}長くも天皇陛下におかせられましては——」などと国民は天皇の言動を拝聴し、有難く受け容れてきたのであった。敗戦が打ち続き、国内が空襲で甚大な破壊を蒙り、原爆が投下されて、初めて「天皇の御聖断」という名目で終戦を迎えた。しかも降服勧告のポッドム宣言を受諾するか否かの閣議（天皇出席の御前会議か）で、受け入れても“天皇制が護られるかどうか判らない”と発言する者が居て、議論がまとまらない中に、原爆投下とソ連参戦があった事が日付け上記録されて、明らかに確認される。（但しその発言者の名前は知らされていない）

進駐軍最高司令官マッカーサー将軍にとっては、1945年9月27日アメリカ大使館へ赴いて、天皇が占領政策へ積極的協力を申し出た第一回天皇・マッカーサー会談以降、天皇の利用に依って占領政策を成功裡に収めた、というのは疑いのない真実である。（60年以上たつて会談は11回行われたと発表される）逆に言えば、それだけ日本人民は‘裕仁’を（神だと）信じ、天皇に操られてきたという事だ。「GHQ（連合軍総司令部）によるこうした路線と日本の保守勢力の思惑を根底で支えたのが、昭和天皇（裕仁）自身に退位の意味が無かったという事実である⁽⁴⁾」、「自分自身が在位し続けることこそが天皇制を存続・安定させる唯一の道だと信じていた⁽⁴⁾」のだ。こうして‘裕仁’は元首として戦争責任を回避した。勿論これには天皇側付きの大変な入れ知恵があつてのことだろう。以上については前論でも触れたが、これは戦後の70年を知る上で、決して見過ごし出来ない事実である。真に国民のための新しい統治機構を構成するには、旧来の機構の矛盾を克服し、大きく改革して、欺瞞の余地ない人民主体の統治機構としなければならない。

この統治責任回避の事情を、別面からもう少し詳しく検証すると、「連合国による東京裁判が始まるまでの間に、日本の国家権力内において戦争責任の配分（責任のがれと責任の押しつけ）が行われた。天皇と宮中側近、旧重臣の一部（米内光政・岡田啓介・岩槻礼次郎ら）が、GHQ関係者と連絡をとりつつ、天皇の「潔白」を主張し、〈戦争責任〉を陸軍を中心とする三国同盟推進派に押しつけていく⁽⁵⁾」。しかしそれならば、天皇の戦前戦中の言葉は一体何だったのか、という疑問が当然生じてくる。最高位の元首としての責任はなかったのか？基本的根本的に言って、こういう責任の押しつけをしなくてはならない所に、天皇は絶対の神だなどという思念の誤ちがある。人間道義で言えば、全くの欺瞞でしかない事を自ら実施証明していることになる。では神とは何かと問われれば、人間にとって‘真の神’とは、哲学者カントの言う“最高善”（das Hohiste Gut）以外

には存在しないであろう。この言葉については、最終的に後続する拙論で、主題として扱うことにしたい。

3) 歴史的に言えば、大化改新時代に藤原不比等が「日本書紀」に‘高天原・天孫降臨・万世一系’の神、天皇と書き込み、不比等の子孫（北家）代々にわたって天皇外戚として他者を葬り、排除しつつ歴史を作ってきた。この自然界には有り得ない作り事を近代になって明治維新の際に、正義の御旗として導入したのが薩長勢力であった事になる。従って明治維新から第二次大戦(太平洋戦争)終結時までを、時代思潮的には薩長流儀の時代と呼ぶのがふさわしいと筆者は考える。改めて結論的に言えば、あの終戦時、天皇‘裕仁’は結果的に己の究極的統治責任を、マッカーサー将軍へ責任を負うと言いながら、彼の積極的協力発言ですり替えてしまったことになる。統治の責任とは、相手に対しての言い訳ではなく、飽くまでも統治される国民に対して持つ責任を言う。この点を誤ってはならない。敢えて言うならば、(世襲)天皇制の続く限り、こういう欺瞞を継続しなければならぬ宿命を持つ、と言えることだろう。

2B

(1) 「人間宣言」と日本国憲法

終戦して昭和 21 (1946) 年元旦、天皇‘裕仁’自身によって「人間宣言」が行われた。私 (筆者) は 3、4 年前にそのコピーを一読したが、抽象的過ぎてはつきり意味が把握できなかった。官僚の作文で言い訳と体裁を重んじた内容だったろうが、「自分は人間である」という率直な表現は見当たらなかったと記憶する。この宣言は連合軍司令部の発案ではあっても、一度天皇自身が現人神ではないと発言した以上、後改めて「神である」とは言えないであろう。右翼主義者にとっては全く不満であろうが、一般の人民のためには、悪用された歴史を考慮すれば、とても有用・有効な行事であったことには間違いはない。

その後翌 46 年 11 月 3 日、新憲法が制定公布された。「日本国憲法」である。この憲法の最大の特質は、1. 国民主権、2. 人権保障、3. 戦争放棄の 3 点にあるとされる。しかし当初の制定過程で日本政府は天皇主権にこだわり反対したが、連合軍に拒否されて現在の象徴天皇制に落ち着いたという。(日本の支配層はいわゆる国体に執着し、国民への配慮は非常に薄く、現在でもこの風潮は継続する) 国民主権は日本降服の源となったポツダム宣言の精神でもあった。これで判る事は日本の政府要人とは天皇を取り巻く国家支配層とほぼ同義であり、彼らが国民庶民に多くの犠牲を払わせた、ということを示している。この精神的流れは戦前戦中は勿論、戦後になっても変わらない事実である。それだけに、この国民主権というのは非常に大切なものである。この事について具体的には、のちの「独裁と世襲」の項でより詳しく論じたいと思う。この国民主権についてもう一度念を押せば、日本人民はこの国家体制構造の欠陥に、できるだけ早く気付くべきだ、という思いがする。

2つめの個人的人権の保障も、極めて切実、重要な理念である。人間はこの思想を獲得するのに長い歴史を重ねてきた。現代の世で一見これは当たり前のようにも思えるが、戦前にはこれは殆ど認識されていなかった。その代表例は兵制であろう。国民は国家のため、聖なる天皇の思し召しだと称されれば、これに抵抗は出来なかった。そして湯水のように生死を扱われてきた事実を忘れてはならない。無論、個人的人権は、人間相互或いは人間対社会の間でも、欠くことのできない原理であることは、まともな人なら誰もが承知のはずである。

第3には戦争の放棄があった。これが戦後70年、日本に平和をもたらした最大の要因だとされる。しかし現在自衛隊を保有する事は決して無駄や誤ちではなく、外国からの侵略の抑止力となり、国内の災害防止や援助に貢献していることは国民も承知している。コスタリカだったか警察隊だけで、軍隊を持たない国家が唯一存在するが、フランスやドイツの憲法に有るように「他国を侵略しない」という条文を設けるのもよいし、戦前の過誤を繰り返さないよう完全なシビリアン・コントロールを常時確保しなければならないことは、言うまでもない絶対条件である。

(2) 統治権、その民主制と独裁・世襲

統治 (government) とは、主権者が国民・領土を一つにまとめて治めることである。これに対し統治権 (sovereignty) とは、広く一般的に使われている意味では、国民と領土を支配する権利、即ち主権のこと、または立法・行政・司法の三権を総称して使われる事もある。しかし人類の歴史が始まって人間集団或いは国家ができると、有力者や国王が生まれ、これが己の気ままに任せて勝手に人民を苦しめたり、野心から戦争を起こし、人民の生命を奪ってきたことも数限りがないだろう。これが独裁や専制の政治運営であった。古代の暴君ネロの存在など、よく知られている。勿論これは西洋に限ったことではない。近くはヒトラーやスターリン、或いはカンボジアでポル・ポトの例もある。それが現代でも憲法にプロレタリア独裁を表記して、対立候補を追放したり殺害したりする国家、まともな選挙もなく終身書記長を決め込む国も在る。これら2国は事実上の独裁大国であって、プロレタリアとは独裁の口実でしかないように思える。その国民は本当に自由で幸福なのであろうか。自由な意見の発露は可能なのだろうか、という疑念が生じる。今の中国では貧富の差が激しく、「政府には逆らえないから」と言う一般人民の声があるし、台湾は勿論香港でさえ、本心では完全に自立したい気持ちがあるのだと推察されるだろう。

一方、統治の民主制はどうであろうか？古くは古代ギリシアで小さな都市国家が成立し、市民相互の意見をまとめて統治した歴史がある。アテネのペリクレス (Peliklēs) などは民主制の代表的指導者だったと言われる。民主政治の美点は、たとえ一時間違った裁定が行われても、それは飽くまで当事者たちの責任であり、他者に繰られ押し付けられての結果ではないという事だ。それだけに、人民の賢明さが要求されるだろう。その後ローマ時代、中世と続き、西欧でも君主専制が一般的に長く続いた。しかしルネサンス、フランス革命を経て、市民は自らの価値に目覚め、アメリカの独立から、リンカーンの ‘Government of the people, by the people, for the people’⁽⁶⁾ まで発展した。銃社会という大きな欠陥を抱えて、今トランプ政権となり種々の問題が出てきているが、民主主義

は万能でなくても、人間の尊厳、自由と平等の理念が消え去ることはないと言えよう。

最後に権力の世襲という問題がある。世襲 (hereditary) とは一般に、財産・地位・身分など親子代々受けつぎ伝える事を指すが、統治権の世襲となると、これは本来代々に渡って数多くの他者を支配して行く権限を指すことになる。それだけではない。その固定権力は排他的で、その独占は必然的に階層差別を産み、自らその中心としての根本要因となる。これは利益を求めて動いて行く人間原理の一環であり、先ず例外は存在しない。その上、特権層に権力が集中するのは当然で、これは十分に理解できることだ。(前論第3章の円形図を参照)

所で人の上に立って多くの人々を導くには、それに適切な人格資質を有した人間が必要とされる。従って統治権を託すに足る適切有能な人材を選出するのが、最も大切な事となる。しかし本来、世襲される統治権には、とても期待できる事ではない。せいぜい権限を他者に委ねて、己の延命をつなぐのが一般事情であろう。歴史的には多くの君主国家が、権力にまかせて統治権を独占してきたが、今や現代、統治権を世襲することは単なる無益無駄であるだけでなく、国民にその負担を押しつける存在となってくることに気付かねばなるまい。更の一つ付け加えておきたいこと。それは政権の交代がスムーズに実施される必要がある事で、長期政権は本質的に腐敗と独善に陥り易いので、権力者を交替して、常に国民に新鮮な活力を与えることが、望まれるからである。

(3) 天皇制世襲と日本社会

昨 2017 年の事だったか、エチオピア王制が倒れ、日本は世界最長の王制国家となった。世界 194 か国の中、世襲王権 (天皇制) を持つ国家は北朝鮮を加えても約 35 か国程度、日本・イギリス・スペインなど、他は皆小国ばかりである。

日本は 7 世紀中葉、大化改革を迎えて律令国家に向かう時代、元来大王を交代で勤めていたが蘇我氏が有力になると、中臣鎌足らが蘇我氏を滅ぼし、鎌足の子藤原不比等が最高権力者となって、「日本書紀」に‘高天原・天孫降臨・万世一系’ (の天皇) と書き込んだ。そうして自らは代々その外戚となって、天皇制世襲が始まったと理解される。不比等の親、中臣鎌足は、唐・新羅連合軍に敗れた (白村江の戦い) 日本・百濟軍の百濟側亡命皇子 (余豊璋) だとする説があるが、他にも天皇世襲は大陸・朝鮮渡来だとする説は有力で合理的でもある。ともかくこの天皇制は国内に定着し、のち織田信長による挑戦を免れて存続して、明治維新に際し徳川幕府を倒すため薩長勢力によって、大きく歴史の舞台に復活した。これは否定し得ない現実の歴史的事実である。こうして明治時代 1889 年「帝国憲法」が発布された。起草したのは伊藤博文ら僅かの人数であった。筆者が最も問題とするのは、その憲法に大日本帝国は唯一人聖なる天皇に統治されるという、第 1 条、第 3 条の存在である。この天皇を神とする絶対イデオロギーが、第二次大戦終了時までいかに国家人民の生命を軽んじ、犠牲にしてきたか、という事実である。(靖国神社など、亡くなった本人には何の役にも言い訳にもならない) その上、大戦敗戦後天皇‘裕仁’は、対マッカーサー会談に依って、国民への統治責任を回避したことである。そうして戦後、現在までの日本の世状が経過、展開してきたのであった。戦後 75 年、ほぼ自民党一党支配が続いたが、前身の自由党は戦時中貧窮化した国

民から戦費調達のため、金の指輪やダイヤを強制徴集していた児玉誉志夫(右翼人)による資金を以て、当時の鳩山一郎に結党を持ちかけて始まったとされる。筆者は、ずい分前のことだが、その時、天皇制護持が唯一の条件であったと報ずる記事を、読んだ覚えがある。

(4)「昭和天皇の苦悩」

数日まえ(2018年)8月24日付けの朝日新聞に、「昭和天皇晩年の心情」と題して元侍従小林忍氏の日記の一部が開示された。筆者は既に本論文をほぼ完成していたのを改めて、急ぎよこの記事を取り上げ、新たな一項目を加えて他の部分(第2章後部まで)を、原稿枚数制限上短縮して書き換えることにした。

87年4月7日の記載、「昨日のこと」として昭和天皇(85歳)が皇居吹上御所で、小林氏に語ったこと、同じく^{うらべ}卜部亮吾侍従の記事にもそのいきさが述べられている。何より「仕事を楽にして細く長く生きても仕方がない。辛いことを見たり聞いたりすることが多くなるばかり。兄弟など近親者の不幸にあい、戦争責任のことをいわれる」ともらされた。小林氏は、天皇に「戦争責任はごく一部の者がいだけで、国民の大多数はそうではない。(中略)お気になさることはない」と言って慰めた、という。小林氏は静岡県出身で、人事院から74年に侍従となった。朝日新聞記者は、「小林侍従は控えめで誠実な人物、天皇は思わず愚痴のような心情を漏らしたのではないかと推し量る。帝国憲法での大元帥から新憲法下の象徴へと変わったが、戦争責任を問う声は根強く残った。原爆投下について「止むを得ない」と発言した事に、批判もあった。それに晩年の闘病の様子が語られている。「悲痛な思い」についても吐露されたようだ。

小林侍従の日記から他の話題を採録すると、

75年5月13日、戦前も平和を念願しての外交だったのだから。

80年5月27日、華国鋒首相との引見。右翼が反対しているから止めた方がよい、というのでは余りに情けないと、長官・武部官長の反対意向に小林侍従の抵抗発言。

87年4月7日、戦争責任のこと。(前述)

88年9月22日、「天皇から、国事に関する行為を委任する旨の御沙汰がありましたので」、

同11月14日、「裕仁」言語不明瞭となる。

89年1月7日、崩御。

※以上から判断できることは次の通り。

1. 昭和天皇の心情は、平民から見ても変わってはいない。元首としての責任意識は別としても、非常に閉鎖的境遇にあり、発言も思うようではない、のではないかと

2. 元首としての責任は、むしろ当然かつ必然の要件である。しかし天孫降臨・万世一系の皇室という自然の摂理を無視した根本的矛盾は避け得ない。

3. 右翼は天皇と実際には無関係な存在で、独自の勝手な思想に染まった集団だと判る。

4. 侍従の配慮は当然だが、有識者と一般庶民の間には大きな意識の懸隔があると思う。

2C

(1) 日本国 21 世紀初頭の国情と世相

昭和は既に過ぎ、早くも平成 20 年の秋を迎えようとしている。この項では現在日本の特徴的な事情を、極簡略して記述しておきたい。

1. 日本人の人口減少、老人増加と若年者の少数化。 2. GDP (国内総生産) 衰退の危惧、2010 年中国に追い抜かれ、現在米中について世界第 3 位。 3. 象徴天皇制下、国会が唯一最高の国家機関 (憲法第 41 条) で、行政の長を選されない。秘密とタブーの日本皇室。 4. 事実上の自民党一党支配、野党は分裂。国家財政赤字 1100 兆円に近づく。 5. 社会の階層構造から階級社会への移行予測。 6. 農業人口の減少と食品輸入 (60% 強か) の増大。 7. 製造業発展の鈍化、有力企業の国外転出。 8. IT 技術の進歩に伴う産業と社会の変化。 9. 巨大都市への人口集中。 10. 外国人労働者の流入、特に中国・東南アジアからで、既に 250 万人超。 11. 国際情勢の影響; 対米関係の強化、中ロ関連 (北方領土問題) と北朝鮮問題。アセアン・EU との連携など。

[問題点]安倍晋三政権が続いて歴代 2 位となるが、天皇制下直接国民が首相を選ぶことができず、自民党内の利害・力関係を押さえ込めば、いつまでも政権を握ることができる。(3 度までという話を聞いた事があるが不確実) 国会が国権の唯一最高機関で、閣僚も国会議員で構成される (議員内閣制) ことから、国会議員は世襲世襲で大半を占める。(60% 強か) その上総理大臣は、天皇から勲一等を授与される仕組みである。天皇の働きや責任はあいまいでも、必然的にその周囲に特権層が集中し、政治的実権を握る傾向が強い。戦後マッカーサー司令部の発令で貴族制は全廃されたが、事実上復活した事態を呼び、これで民主主義かと強い疑問を抱かせる。これが戦後民主化の限界である。天皇制維持の資金は国民の税金から取り、金額を公示発表した事はない。数年前スペイン王室は全経費を公表したが、日本皇室は宮城の他、ご用地邸など 15 か所、情報公開法制定直後、或関係篤志家が調査した 2003 年頃の 274 億円を元に計算すると、現在は年 400 億円、或いはそれ以上かと推察される。それに皇室縁戚の宮さま方は、当時の金額で一家 5000 万円で、すべて自分たちに都合のいい事を国民に見せかけ、不都合な事は固く秘密に閉ざす。これが聖なる神とした天皇の現実の姿である。安倍晋三は天皇を取り巻く特権階層の出身で、元もと右翼として知られ、政権に執着するだけでなく、本心は以前の天皇支配に戻したいと考えているのだろうか? これが現在最大の問題点である。

(2) 統治権と報道・教育の重要性

統治権^{とうちけん}とは、国民と領土を支配する権利、即ち主権 (sovereignty) のことであるが、他に立法・行政・司法の三権を総称して使われることがある。しかし民主主義の統治となれば、統治者の身勝手ではなく、飽くまで統治される者を主体として、判断し行為すべき政治権力を指すことになる。「万世一系」として世襲と専制を正当化した藤原不比等の意図は、己の血筋を永遠に人民の上に君

臨させようとする超排他的利己主義に基礎を置く概念以外には有り得ない。これを改め廃棄しない限り、日本人民は不平等の呪縛から離脱する事はできないと言える。後、維新時代になって徳川幕府を倒すため、天皇を担いで神聖化し、後続した戦争で幾多の人民を犠牲に供した薩長・伊藤博文らの責任は、非常に大きい。「人民の人民による人民のための統治」はアメリカだけの統治理念ではなく、これをいかに実現して行くかが、人間社会の普遍的課題であろう。そうして責任ある統治者をいかにして選び、適切な統治機構を作るのか、民主主義はたとえ万能ではなくても、人民一人一人がしっかりした責任と自覚を持つてばよいのだ。最後に一言；天皇位について数ある大陸・朝鮮由来とする説の中でも、大化改新時に突然「万世一系」という概念を持ち出した藤原不比等とその親中臣鎌足を、朝鮮百濟人だと推定した説は、諸般の事情から判断して、決して無視できない価値があると筆者は考えている。

情報 (information) は人心や国家・社会へ与える影響力が甚だ大きいものだけに、客観的の真実性と公正さには充分な配慮を必要とする。太平洋戦争終結まで、日本の権力層と軍部は戦争に勝った勝ったと虚報を繰り返し、遂に都市は焼け野原と化して終戦を迎えた。とても今では信じられない有り様だった。権力者は情報を統制する事から始めるものだ。現在、新聞からテレビ・ラジオ、インターネットを通じて情報が溢れる時代となったが、昨今ネット右翼といわれる配信もあり、狭量無知な愛国心をあおっているらしい。特に若者たちは今広い知見と判断で fakenews (偽情報) には充分気を付けた上で未来を開いて欲しいものだ。

新聞は読売・朝日と日経が主流だが、産経は殆ど影が薄くなった。テレビはNHKを中心に民放各社が映像を競っている。他に通信社は共同と時事の2社があり、外国ニュースではこの通信社の存在なくしては成り立たないと言う。「インターネットの登場で情報内容やサービス形態が大きく変わり、それに対応して新しいビジネスモデルの構築が緊急の課題になっている⁽⁷⁾」という言葉通り、マスコミ界も事業・経営両面で時代の変動に直面しているようだ。一方アメリカでは巨大メディア企業「シンクレア」が各放送局へ統制を強めていると報じられる。何と言っても報道には、真実と片寄らない公正さが失われてはならない。



オックスフォード大学オリエル・カレッジに研究滞在していた当時、構内での筆者。かつて当カレッジには筆者の研究対象マシュー・アーノルドが、オ大詩学教授として所属していた。(一九八四年)

教育は、すべての国民庶民に、生きるための基本的知識や力量を養い、健康で文化的な生活を営めるよう訓練することを第一の目標とする。同時に職業やサービス行為で社会に貢献し、自立の誇りと喜びを他者と共有される社会としたい。かつて日本は、「教育勅語」や皇民化思想で大きな災難を招いた。戦後「日本国憲法」や「教育基本法」で、国民は平和な生活を営めるようになった。市民として他者を尊重し、幸福の追求と自己発展を人間相互の調和の中で、実現する努力が必要だ。一方、人は幼時の魂は成人しても生きているもので、幼児教育も重要である。その上身心に障害のある人、極貧の人たちにも思いやりを持つ。成長して自己に目覚めて生活を律し、他者を愛し、日々最善を尽くす、これがいつの世でも、自己修練となつて人格の養成にも繋がることだろう。

3

この章では先ず、世襲に依らない統治者を持つ国家としての、最初の公式文献を引用しておきたい。ここには人民の民主化に関わる普遍的要件が啓示されていると言える。年代順にアメリカとフランスの2つを取り上げ、その重要な案件のみを一つにまとめて記録する。

1) 1776年アメリカ連合13邦による独立宣言

我らは、次の事柄を自明の真理であると信ずる。すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には生命、自由及び幸福の追求が含まれる。これらの権利を確保するために人々の間に政府が組織され、その権力の正当性は被治者の同意に由来する。

人民を絶対的な専制の下に服従せしめようとする企図が明らかになるときは、このような政府を



エンパイア・ステートビルの頂上から遠望したニューヨーク・ダウンタウンで、かすかにトウイン・タワーが見える。アメリカ文明の繁栄を象徴する風景だが、この2年後、イスラム過激派の自爆攻撃を受けた。(一九九九年在米時)

廃棄し、人民の将来の安全のために新たな保障の組織を整えることは、人民の権利であり、また義務である。

(大英国の暴政の事実) それらの行為によってかく特徴づけられる性格を持つ君主には、自由な人民の統治者たる資格はない。彼らの議会が我らの上に不当な権限を押し及ぼそうとしたことについて、度たび彼らに警告した。

これらの諸邦(連合植民地)は、イギリス王国への忠誠から一切解除され、また解消されるべきである。

この宣言を支持するために、我らは、聖なる摂理の保護を固く信頼しつつ、互いに我らの生命、財産及び貴き名誉を捧げる事を誓う。

ジョン・ハンコック議長、13州代表者署名

[出典] C.Becker: "The Declaration of Independence: A Study in the History of Political Ideas. (Vintage Books ed. 1958)

2) 人及び市民の権利宣言

フランス革命(1789年)

[前文] 国民議会として構成されたフランス人民の代表者たちは、人の権利に対する無知、忘却又は軽視が、公の不幸と政府の腐敗の唯一の原因である事を考慮し、人の譲り渡すことのできない神聖な自然的権利を、厳粛な宣言に於て提示することを決意した。

こうして、国民議会は、最高存在の前に、かつ、その庇護のもとに、人及び市民の以下の諸権利を承認し、宣言する。

第一条〔自由及び権利の平等〕人は自由、かつ権利に於て平等なものとして生まれ、存在する。社会的差別は、共同の利益に基づくのでなければ、設けられない。

第二条〔政治的結合の目的と権利の種類〕すべての政治的結合の目的は、人の自然的な諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全及び圧政への抵抗である。

第三条〔国民主権〕すべての主権の淵源は、本質的に国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権威を行使することはできない。

第四条〔自由の定義、権利行使の限界〕自由とは、他人を害しないすべての事を成し得ることにある。社会の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界を持たない。

第五条〔法律による禁止〕法律は、社会に有害な行為しか禁止する権利を持たない。

第六条〔一般意思の表明としての法律、市民の立法参加権〕法律は、一般意思の表明である。すべての市民は法律の前に平等である。

第七条〔適法手続きと身体の安全〕何人も法律が定めた形式によらなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されない。

第八条〔罪刑法定主義〕(省略)

第九条〔無罪の推定〕何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。



訪英・在英時には好んで訪れていた自由と平等の先輩国、パリ・シャンゼリゼ通りの華やかなたたずまい。M・アーノルド記念百年祭会議出席のため訪英した当時。(一九八八年夏季)

第十条〔意見の自由〕何人も、その意見の表明が法律によって定められた公の秩序を乱さない限り、たとえ宗教上のものであっても、その意見について不安を持たないようにされなければならない。

第十一条〔表現の自由〕思想及び意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。

第十二条〔公の武力〕人及び市民の権利の保障は、公の武力を必要とする。この武力は、すべての者の利益のために設けられるのであり、それが委託される者の特定の利益のために設けられるのではない。

第十三条〔租税の分担〕公の武力の維持及び行政の支出のために、共同の租税が不可欠である。

第十四条〔租税に関与する市民の権利〕(省略)

第十五条〔行政の報告を求める権利〕(省略)

第十六条〔権利の保障と権力分立〕(省略)

第十七条〔所有の不可侵、正当かつ事前の補償〕(省略)

〔出典〕 Déclaration des droits de l'homme et du Citoyen du 26 août 1789.

※ ※

以上2つの宣言文は『解説・世界憲法集』(三省堂)から引用したものであるが、書き終えてすぐ思いつく事は、(1) アメリカの独立とフランス革命の当時、人間の自由・平等感覚というものが、この時代既に広く存在していた事に気付き、驚かされる。後に付け加えられたのではないかとも思われたが、資料に間違いはないだろう。(2) アメリカ独立宣言に造物主、フランス革命宣言に最高存在という言葉を使って究極的神を表現している。これは哲学上の認識論の基本であって、物事の

合理的解釈の基礎を成しているようにも思える。そこに西洋文化の合理性・科学性が認められ、日本でいう古代そのものの天孫降臨、万世一系の神(天皇)などという概念とは全く違う、大きな開きがあると気付く。日本での閉ざされた狭い世界観に基いた神認識の遅れを痛感せざるを得ない。(3) このフランスでもアメリカでも、当時組織されていた国民議会が、決して市民住民全体に満足をもたらす事ができず、**自由と平等**という概念が宣言に強くうたわれていることに気づく。これは現在の日本にも共通する現象であって、議会だけでは、国民・庶民の気持ちを、広く反映できない難しさがあることを知る。(憲法第41条参照、天皇制下で行政の長も国会のみが決定し、戦後以来の自民党一党長期独裁の現実がある)

次に細目にわたって検討すると、両宣言での自由・平等という大義の他に、生命権・幸福追求権と政府権力が被統治者の同意に基づくという主張が共に明確に打ち出されていることに気づく。フランス革命(1789)はアメリカ独立(1776)に遅れて12、3年の開きがあるが、その理念に影響があったかどうかには、筆者は知る由もない。しかしフランス革命宣言には、政府権力に対して市民の権利を守り、**生命権・財産権・名誉の尊重**を主張して、「暴政を押しつけるものには統治の資格はない」と、明確に声明している。

これらはいずれも、1770-80年代のことであった。そうして、それぞれの意識・理念が編まれている。これに対し日本では、百年もの後、文書として初めて表明された「明治憲法」は1889(明治22)年に発布され、天皇を神とし、「万世一系の天皇、これ(日本)を統治す」とした。いかに文明の相違というより、人間意識の遅れを示すものかは、驚くばかりである。これで第2次大戦を例にとると、「天皇は神」の国家日本は、一通りは民主国家のアメリカとの対立で、悲惨な敗北を遂げた。無論国力には大きな差があったが、文明の戦い・衝突と見れば全く勝ち目のない戦いであった、とも言えるであろう。

よく言われるように、日本の近代化は技術を学んだが、精神、特に統治権については全く学ばなかった。根本的に受け入れる気持ちはなかったのである。薩長に依る幕府を倒すための天皇制絶対で、のち大いなる悲劇を招いたとも言えるであろう。「明治維新に帰れ」、「伊藤博文は偉かった」などという著作も往々見かけるが、これらの浅くて一方的な見解には、とても同調できない。むしろ大戦終了に至るまでの、薩長・博文の責任は極めて重大なものであった、という反省があつて然るべきであった。例えばキリストや仏陀が、自分の家系だけが万世一系だなどと言い出すものだろうか?ここで「文明の衝突と21世紀の日本」の著者サミュエル・ハンチントンの言葉を引用しておこう。まず「第一に、文化と文明の観点からすると、日本は孤立した国家である⁽⁸⁾」という通りである。とにかく「万世一系」などと口では言っても、つまるところ、この宇宙に永遠にして不変なるものなど、何一つ存在しないのだ。

3) この項では、自分たちの国家代表は自分たちで決めるという、世界の共和国憲法を対象として、特にフランスとアメリカを例に、その前文と普遍的な意味内容を持つ条文を引用しておきたい。こ

れらは将来の日本にとって、非常に参考にすべき先例になると筆者は考えるからである。

A. アメリカ合衆国憲法 (1788 年)

[前文] 我ら合衆国の人民は、より安全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、我らと我らの子孫の上に自由の恵沢を確保する目的を以て、ここにアメリカ合衆国のために、この憲法を制定し確立する。

第一条〔連邦議会〕

第 1 節 この憲法によって付与される立法権は、すべて合衆国連邦議会に属する。連邦議会は、上院 (Senate) および下院 (House of Representatives) で構成される。

第 2 節 ①下院は、各州人民が二年ごとに選出する議員で組織する。③下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される。

第 3 節 ①合衆国の上院は、各州から二名ずつ選出される上院議員で組織する。その任期は六年とする。

B. フランス第五共和国憲法 (1958 年)

[前文] フランス人民は、1946 年憲法前文で確認され補充された、1789 年宣言によって定められたような、人権および国民主権の原則に対する愛着を厳粛に宣言する。

共和国は、これらの原則と諸人民の自由決定の原則に基づき、共和国に、共和国に加わる意志を表明する海外領土に対して、自由、平等、博愛という共通の理想に立脚し、かつ、その民主的発展を目的として構想された新たな諸制度を提供する。

第一条〔共同体の設立〕

①共和国、および、自由な決定行為によってこの憲法を採択する海外領土の諸人民は、共同体 (Communauté) を設立する。②共同体は、それを構成する諸人民の平等と連帯に基礎をおく。

第一章主権 (De la souveraineté)

第二条〔共和国〕

①フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する。④共和国の標語は、自由、平等、博愛である。⑤共和国の原理は、人民の、人民による、人民のための政治である。

第三条〔主権行使と選挙〕

①国民の主権は人民に属し、人民はその代表者によって、および、人民投票の方法によって、主権を行使する。②人民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使を自己のものにすることはできない。

☆

天皇頂点の縦社会から、誰もが愛着できる民主社会へ

本論第1、第2章では、維新から第二次大戦期に至るまでの天皇を頂点とする縦社会の実態、及びその弊害を述べた。第3章では戦後もしつように残る封建制の残滓と特権階層^{ざんし}の存在を指摘してみたつもりである。最後尾に至ってようやく、新しい社会のモデルの一端に言及したが、次論IIの稿ではできるだけその具体策と道筋を考えてみたい。それは(天皇を囲む)特権層のない、階級に偏^{かたよ}らない、庶民自身も心から愛着を持てる日本社会を目指す、ということである。実は、筆者の気持ちでは、世界的な問題である富の可能な限り公正な配分の在り方まで考察したいが、簡単に論ずるにしてもあと数回、それが行なえるまで健康が続けば良いと、祈念している次第です。

【註】

- (1) 第1章で参考として用いた『明治維新の大誤解』(彩図社)の著者、夏池優一氏による評言。P.80。
- (2) 同『明治維新の大誤算』、夏池。P.99。
- (3) 博文のスキヤンダルが明るみに出たあと、戸田氏はオーストリア駐在大使に任命された。
- (4) 『天皇・天皇制をよむ』、山田朗、東大出版。P.253、下段。
- (5) 同上書。P.252、下段。
- (6) 'shall not perish from the earth.'と続くこの句は、世界政治史だけでなく、文明史にも残るリンカーンの苦闘と業績にふさわしい名言である。南北戦争の帰趨が見え始め、両軍で数万の犠牲者を出した激戦地ゲティスバーグでの、1864年の演説。ただし、この句自体は、リンカーン以前に或弁護士が使ったという説を筆者は読んだことがある。Cf.『憲法で読むアメリカ史』上巻、PHP新書、阿川尚之。P.289。尚このリンカーンの言葉は、フランス第五共和国憲法第2条に採用されている。
- (7) 『挑戦する世界の通信社』世界の通信社研究会；「刊行にあたって」長谷川和明。
- (8) 『文明の衝突と21世紀の日本』サミュエル・ハンチントン、鈴木主税訳、集英社新書。P.45。

(Sept. 2, 2018 完成)